改正後		
N24°44′E 125°21′ 沖縄県宮古島市		4.2
N24°44′E 125°21′ 沖縄県宮古島市		3.7
N24°22′E 124°08′ 沖縄県石垣市		4.2
（略）		

改正前		
N24°44′E 125°21′ 沖縄県宮古島市		
（略）		

附　則

この告示は、令和七年十一月二十七日から施行する。ただし、第五項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

令和七年十月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
（略）					
ビューローベリタスジャパン株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号	省令第五十九条第二号の二、第十四号、第二十一号及び第三十二号から第三十六号までに掲げる区分	日本全域	東京都新宿区西新宿一丁目二十二番地二号新宿サンエービル	平成十六年十月十八日
（略）					

改正前

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
（略）					
ビューローベリタスジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町二十二番地	省令第五十九条第二号の二、第十四号、第二十一号及び第三十二号から第三十六号までに掲げる区分	日本全域	東京都新宿区西新宿一丁目二十二番地二号新宿サンエービル	平成十六年十月十八日
（略）					